

事業主の皆さまへ

# 「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます

## 時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

【施行:2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～】

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

【施行: 2019年4月1日～】

※ 詳細は、裏面をご覧ください。

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

【施行: 2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～】

【改正法の詳細】

厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

八女市商工会HPにもリンクしています。

その他、詳細のリーフレットを掲載しております。

是非、商工会HPをご覧ください。

働き方改革全般について、  
様々な相談を受け付けます。  
ご連絡お待ちしております。

労働保険事務組合八女市商工会  
☎ (0943)42-0153

八女市商工会

検索

<http://www.yameshi-shokokai.jp/>

サイト内

【労務支援】→【労務支援関連のリンク】  
→【働き方改革の実現に向けて】

働き方改革法案成立で労働基準法が改正されます。

年10日以上有給休暇の権利がある従業員について、最低でも5日以上は有給休暇（事業所側がその休日を設定できます。）を現実にも与えることが義務付けられます。→平成31年4月から

\*労働基準法違反の罰則規定 6箇月以下の懲役又は30万以下の罰金

『有給休暇』とは、一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができる、すなわち取得しても賃金が減額されない休暇のことです。（すべての事業所が対象）

法定の付与日数（その期間の全所定労働日の8割の出勤が必要）

勤続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
年休の付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※パート、アルバイトでも一定の労働者は、有給休暇が義務化されています。

（別途、法定の付与日数があります。）

まだまだ、年次有給休暇を取得できていない事業所は、労働者の年次有給休暇取得の集中が起こらないように、年間スケジュールを考慮しながら労使で話し合い計画的に付与していく必要があります。

採用が困難な時代に突入し、優秀な人材は働きやすい職場に集まります。有給休暇取得率の高い職場を目指すことも、企業力を高める一つの策ではないでしょうか？

労務に関するご相談は、商工会へ

TEL42-0153